

上場時届出書の年数短縮で開示府令等改正

金融庁 非上場IFRS適用会社は最近連結会計年度分のみ記載

金融庁は8月20日、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成26年内閣府令第57号)を公布、同日施行した。新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数を短縮するほか、非上場のIFRS適用会社が初めて提出する有価証券届出書に掲げる連結財務諸表の年数、比較情報に係る意見表明の方法(監査証明府令)等を定めた。同庁は、府令の公表とともに、改正案に対して寄せられた意見とそれに対する同庁の見解も公表している。

●改正内容に対する意見と考え方

本改正の草案は同庁が6月25日に公表、パブリックコメントを募っていた。個人及び団体から寄せられた意見は20件。

今回の改正内容と集まった主な意見、それに対する同庁の考え方等は以下の通り。

① 新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数短縮(5事業年度分→2事業年度分)

アナリストへのヒアリング等を踏まえると、2年の財務諸表では十分な分析は困難であり、5年程度は必要。新規上場企業には、改正後の有価証券届出書で記載が求められる2年分の財務諸表より前の3年分については、当該企業が既に作成済みの会社法上の計算書類を、ウェブサイトその他、アナリストや投資者が容易にアクセスできるような形で開示することを推奨していただきたい。

② 非上場のIFRS適用会社が初めて提出する有価証券届出書に掲げる連結財務諸表の年数(最近連結会計年度分のみ記載で足りる)

非開示会社が初めて有価証券届出書を提出する場合に、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成するときは、日本基準による要約連結財務諸表を記載する必要性は低いと考えられる。このため、第二号様式記載上の注意(30)dの適用を免除していただきたい。

⇒指摘を踏まえ修正。

③ 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」において、IFRSに準拠して作成した連結財務諸表の監査における、比較情報に係る意見表明の方法

非上場会社が初めて提出する有価証券届出書にIFRSに準拠して作成した連結財務諸表を掲げる場合、最近連結会計年度分のみ記載で足りる旨の改正を行うことについて、期首残高の監査は必要か。

⇒今回の改正は、指定国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している会社が、初めて有価証券届出書を提出する場合には、監査報告書に比較情報についての監査意見が記載されている場合に限り、最近連結会計年度分のみ連結財務諸表を掲げれば足りる旨の内容。比較情報の監査証明を出すための当然の前提として、公認会計士による初年度期首残高に対する監査は行われるものと理解している。

●施行期日

上場時届出書に掲げる財務諸表の年数短縮等については公布日から適用。企業結合会計基準の改正を踏まえた「当期純利益」から「親会社株主に帰属する当期純利益」への変更等に関する規定の適用は、改正会計基準が適用される平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度まで「従前の例による」との経過措置を設けた。